



2021年8月27日

各 位

会社名 株式会社メルカリ  
代表者名 代表取締役 CEO 山田 進太郎  
(コード番号：4385 東証マザーズ)  
問合せ先 上級執行役員 SVP Corporate 横田 淳  
TEL. 03-6804-6907

### 定款一部変更のお知らせ

当社は、本日付の取締役会において、2021年9月29日開催予定の当社第9回定時株主総会に定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 提案の理由

- (1) 2021年4月28日に株式会社メルコインを設立したことに伴い、同社の事業内容に合わせ、当社定款第2条(目的)に事業目的を追加するものであります。
- (2) 2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、新たに「場所の定めのない株主総会」(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が認められたことに伴い、定款第11条第2項を追加するものであります。

バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主さまなど多くの株主さまが出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大防止にも資すると考えております。

なお、定款第11条第2項の効力は、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～49. (条文省略)</p> <p>50. <u>仮想通貨交換業</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>51. ～53. (条文省略)</p> <p>第3条～第10条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (株主総会の招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。 (新設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～49. (現行どおり)</p> <p>50. <u>暗号資産交換業</u></p> <p>51. <u>ブロックチェーン技術に関する研究、調査及びそれらの情報提供、コンサルティング</u></p> <p>52. <u>ブロックチェーン技術を利用した商品及びサービスの企画・開発・運用</u></p> <p>53. ～55. (現行どおり)</p> <p>第3条～第10条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (株主総会の招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">2 <u>当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催予定日  
定款変更の効力発生予定日

2021年9月29日(水)  
上記1. (1) 2021年9月29日(水)  
上記1. (2) 本定時株主総会での決議に加え、株主さまの利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた日

以 上